

債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○債券のお取引は、私募の取扱いの方法により行います。

○債券は、金利水準の変化等の金融商品市場の相場、発行者の業務または財産の状況変化、流動性（換金性）が著しく低いこと等により、損失が生ずる恐れがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

・債券を私募の取扱いにより購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

債券の発行者または元利金の支払いの保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

・債券の発行者や、債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

当社が扱う債券は、中途換金（解約）の方法が募集要項で別途定められている場合を除き、償還されるまでの間、換金できません

・当社が扱う債券は、償還されるまでの間、当社において保管され、中途換金（解約）の方法が募集要項で別途定められている場合を除き、債権者の申出による換金、資金の返還は出来ません。

債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

・債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における債券のお取引については、以下によります。

・債券の私募の取扱い

債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する債券（一部を除く）の課税は、原則として以下によります。

- ・債券の利子については、利子所得として源泉分離課税の対象となります。なお、債券の利子のうち、同族会社の株主等に支払うものについては、発行者による源泉徴収後、確定申告し利子所得として総合課税とされます。
- ・債券の譲渡益及び償還益は、一般株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。なお、債券の償還益のうち、同族会社の株主等に支払うものについては、申告分離課税が適用されず、雑所得として総合課税とされます。
- ・債券の譲渡損益及び償還損益は、非上場株式、私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の譲渡損益等との損益通算が可能です。なお、確定申告による繰越控除の適用は受けられません。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する債券の課税は、原則として以下によります。

- ・債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人または一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国内で発行される債券のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。
- ・お取引のお申込みをいただいたときは、あらかじめ当該お申込みに係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただく場合があります。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、お申込みに係る代金をお預けいただきます。
- ・お申込みにあたっては、銘柄、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ・お申込みいただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（電磁的方法による場合を含みます）。

当社の概要

商号等	株式会社 Siiibo 第一種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3230 号
本店所在地	〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-14-4 八丁堀サード 7F
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	3 億 916 万円（資本準備金含む）（2020 年 12 月末現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月日	2019 年 1 月 11 日

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

Siiibo お客様相談窓口

電話番号：03-6280-5272

受付時間：月曜日～金曜日 10 時 00 分～15 時 00 分

（祝日（振替休日を含む）年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

（FINMAC は、公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分

（祝日（振替休日を含む）年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除く）